



令和8年度「自然体験交流事業」の募集概要



1 名称

水源地域活性化・自然体験交流事業開催事業費補助金

※補助メニューとして「従来型」と「エリア別事業」の2タイプがあります。

2 事業内容

水源地域の豊かな自然を活用したメニューや、郷土文化を活用した水源地域の暮らしを体験するメニューなど、水源地域での体験交流を目的としたプログラムやイベントに対し、補助金を支給します。

3 補助の対象

次の条件を全て満たす内容の体験交流事業を支援の対象とします。

(従来型事業についてはア～オまでを満たす事業)

従 來 型 事 業	ア 開催場所をかながわ水源地域活性化計画の対象地域（※）とすること (※相模原市城山地区、津久井地区、相模湖地区、藤野地区、山北町、愛川町、清川村)
	イ 事業目的に「対象地域の住民と対象地域以外の住民との交流」を含めること
	ウ 事業内容は対象地域の自然や郷土文化等を生かしたものとすること
	エ 実施主体は、N P Oや実行委員会等の団体若しくは「かながわ水源地域の案内人」として水源地域活性化推進協議会により登録された個人であること
	オ 参加者全員から参加費（負担金）を徴収すること
	カ 参加費や市町村からの補助金等を除いた概算経費として、25万円以上の補助を必要とする事業であること
	キ 過去に県からの補助を受けた事業ではないこと（支援を受ける初年度に限る）
	ク エリアの魅力（特色）を生かしており、新規性又は独自性があること
	【(参考) エリア区分】
	<input type="radio"/> 津久井エリア：相模原市城山地区、津久井地区、相模湖地区、藤野地区 <input type="radio"/> 宮ヶ瀬エリア：相模原市の津久井地区、愛川町、清川村 <input type="radio"/> 山北エリア：山北町 ※津久井地区は根小屋、長竹、青山、鳥屋が宮ヶ瀬エリア、その他は津久井エリア
エ リ ア 別 事 業	ケ 補助を受けた年度の翌年度以降、少なくとも概ね3年経過後までに県の資金を原資とする補助金の交付を受けずに事業を行う資金計画を有すること
	コ 対象となる事業の開始から通算して3年を経過していないこと

※1 同一団体が従来型とエリア別事業それぞれで補助を受けることができます。

※2 エリア別事業については、1団体で複数のエリア別事業の補助を同一年度に受けることはできません。

4 「従来型」と「エリア別事業」との違い

上記3のア～オについては共通していますが、次のような違いがあります。

	従来型	エリア別事業
補助額	上限12万円	25万円以上50万円まで
新規性・独自性	要件化していない	必須とする
資金計画	要件化していない	県の支援を受けてから概ね3年経過後には県の支援を受けずに事業を継続する（自立化する）計画を有すること
補助年限	特段定めていない	最大3年間まで

エリア別事業は従来型と比べ、エリアの特色を生かした規模の大きい新たな試みに対して、補助額を増額して短期集中で支援する主旨です。支援期間満了後は県からの支援を受けずに継続的に事業を実施して頂く事を目指しています。

5 補助対象経費

従来型	エリア別事業
<input type="radio"/> 会場使用料	<input type="radio"/> 車両使用料
<input type="radio"/> 備品賃借料	<input type="radio"/> 講師等への謝礼金
<input type="radio"/> 講師等の 食糧費・交通費	<input type="radio"/> 消耗品費
<input type="radio"/> 燃料費	<input type="radio"/> 通信費
<input type="radio"/> 広報費	<input type="radio"/> 保険料
<input type="radio"/> 振込手数料等	

※ 本事業以外の経常的な運営又は事業活動に要する経費や、参加者が本事業において収穫体験、調理、製作等をしない、又は対象地域の郷土文化等の魅力のアピールにならない飲食品代、土産物代等の特定の個人・特定企業に対する給付経費については、補助対象外です。

6 実施体制

県（土地水資源対策課、地域県政総合センター）、水源地城市町村が連携して支援します。
補助金の申請等の窓口は開催場所を所管する市町村となります。

7 従来型の実施例

事業概要
水源地域の川をフィールドに、川で遊ぶ際の注意点やトレッキングを学ぶとともに、川魚、植物、岩石などを観察し、自然の大切さや楽しさを学ぶ。
対象経費
講師謝礼金、事務消耗品費、 講師等の食糧費、保険料など



8 エリア別事業の事業例（過去の事例や、相談のあった事業内容をイメージにしたもの）

(1) 水源地域の新たな特産品を目指した山椒栽培及び食品製造体験

事業概要	
山椒の栽培や加工体験等を通じて、水源地域等の理解促進を図るとともに、都市地域住民と水源地域住民の相互の交流を深めるため、参加者に現地で山椒の栽培等を行うとともに、収穫した山椒の活用を目指す。	
対象経費	苗（木）、管理栄養士の報酬、特産品開発のための調理材料購入費など
自立化の方法（案）	補助を受けられる3年目までに安定して生産できるまでの基盤整備や商品開発を行うことにより、その後は収穫体験や加工体験の体験参加費や、商品販売による収入で事業を継続していく。

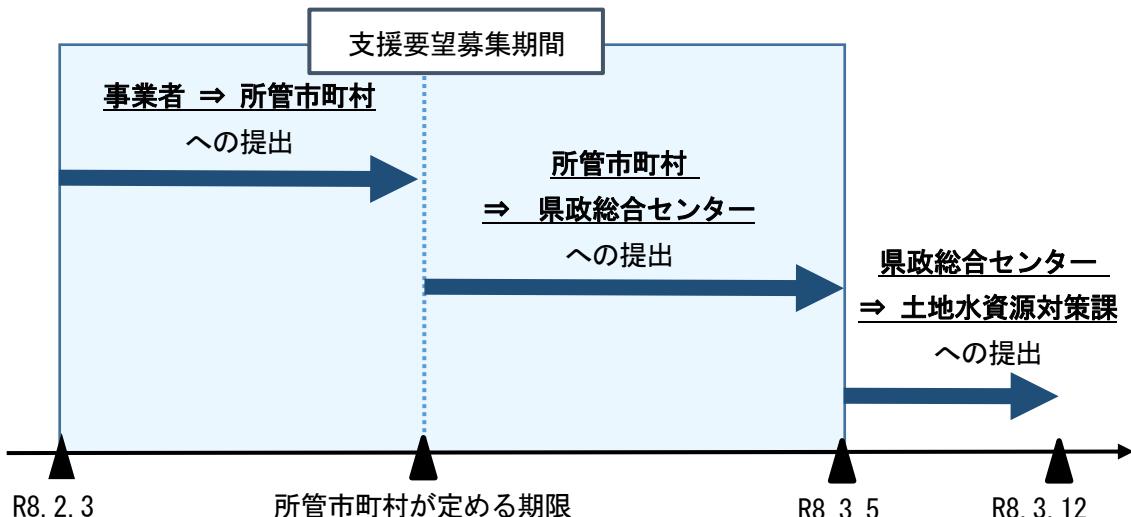
(2) 水源地域アンバサダー育成事業（仮）

事業概要
同じ参加者に季節ごとの「水源地の魅力」を体験・理解してもらうことを通じて、水源地域のアンバサダーとして認定し、SNS等による広報活動を実施してもらう。
対象経費
講師謝礼金、車両使用料、間伐体験などの機材レンタル料、イベント広報費など
自立化の方法（案）
補助を受けられる3年目までに、どのような体験活動が魅力発信に効果的かを検証し、その後は参加料を基本財源として規模を調整し、事業を実施する。また、過去の参加者による広報活動によって新規参加者向けの広報費負担を軽減する。

9 支援要望募集期間

令和8年2月3日（火）から3月5日（木）まで（県政総合センターへの提出期限）

※ 事業者から所管市町村への提出期間については、市町村にご確認ください。



10 様式について

「自然体験交流事業」に関する各種様式は、次の県ホームページで公開しています。

県ホームページ：https://www.pref.kanagawa.jp/docs/h4k/cnt/suigen_hojo.html

11 問合せ先

神奈川県政策局政策部土地水資源対策課水源地域対策グループ

電話 : (045) 210-3124(直通)

fax : (045) 210-8820